鳥栖公民

第15号　昭和31年6月1日発行

発行所　鳥栖市中央公民館
佐賀県鳥栖市（電話2484番）

発行人　原口佐一郎
編集人　宮原貫
印刷人　松隈伊和見

市役所関係電話番号

場所	番号
市長室・総務課	2530
民生課・戸籍係	2542
税務課・会計課	2532
農林課・農業委員会	2413
商工課（非常災害対策本部）	2416
建設課（非常災害対策本部）	2949
議会事務局	2483
教育委員会	2484
常備消防部（2619）	119

福祉事務所	2302
市議会議事堂	2547
選挙管理委員会	2704
田代支所	2070
基里支所	2080
旭支所	2603
簡易病院	2289
市長宅	2538
助役宅	2402

市の常識

大水防法　洪水や高潮など水災を警戒、防禦し被害を少くすることを目的とする水防の責任は市町村単位。水防活動は河川堤防等を巡視し危険箇所を発見したときはそれらの管理者に連絡して指示を求める。緊急な場合は警戒区域を設定し一般の立入制限や退去を命ずることができ又水防関係者は優先、通行通信施設等使用の特権も認められている。市には法才二條により水防協議会を設置、水防計画などを調査設置して災害に備えている。

水防態勢を固めよう

梅雨は長期性豪雨型

いよいよ雨期が近まった。好むと好まざるとにかかわらず毎年一回はこの梅雨に見舞われる。殊に今年の雨期は長く、陽性で豪雨を伴うという。ただでさえ水に苦しめられている鳥栖市にとっては誠に有難くない御託宣だ。さて、間近に迫った梅雨対策として、私達は少しでも被害を食い止めるための態勢を固めなければならないが、次に鳥栖市の水防計画から主なものを拾ってみよう。

本部と地区本部

本部は市役所内におかれ正副水防長（市長、助役）を始め本部員、正副消防団長、水防協議委員等があたる。水防区を鳥栖、田代、基里、旭の五地区本部に分け、各分団長を水防区長として区長、本部出張員当地区内の警戒巡視を行い各消防分団員で構成される。

降雨量80ミリで待機

予めキャッチされた気象情報により、降雨量八〇ミリを超えるとき、または降雨警報で出水のおそれがあるときは本部員が当直、待機し、降雨量が増大するにつれて各々職務が強化される。各水防区においても担当地区内の警戒巡視を行い本部との連絡を密にする。

信号と本部分担

水害発生のおそれがある場合、または発生の場合は水防信号（サイレンと鐘）により警報が発せられ、全員部署の水防作業にあたる本部員（主として建設課職員）は情報、技術、資材の三班に分れ次の業務を担当する。

△情報班（気象、水位等の情報募集、各関係箇所との連絡、水防災害記録）

△技術班（危険地域の調査災害調査記録）

△資材班（資材の準備、運搬配分、消防團の待機、出動、応援等の連絡）

水防法と災害救助法

なおこれは保証され勝であるが、水防法はまとして洪水等に際して堤防その他の施設を警護し、いわば災害の防止を主目的とするに反し、災害救助法は、既に発生した災害に対処して応急的な救助と復災者の保護を行わんとするもので、いずれも、いかんせば事前と事後の時間的な点に根本的な相違がある。

任再治氏憲原

鳥栖市の人権擁護委員四月十五日付で鳥栖市の人権擁護委員に再び原憲治氏が委嘱されることに佐賀地方法務局長より通知があった。なお鳥栖市の人権擁護委員は原憲治氏（東町）と高島正雄氏（飯田）の二人。

電話雑談

鳥栖報話局　二階堂生

「国鉄自慢のガソリン・カー」と鳥栖市民は直感するだろう。汽車で発展したレールの都であれば、またさもあらんである。

しかし、この「ブー・ブー」の音は、親愛なる市民の皆さんにお目見得ならぬ〝お耳得〟をすることになったと同じ式電話が鳥栖市に誕生した。

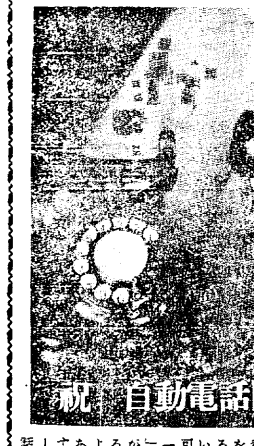

「ブー・ブー」

ヤル発車の汽笛であり、鳥栖市の離陸的努力が今日の自動電話改式の因をなしたことに間違いない。

国鉄の大世帯、四億円なにがしの偉容を誇る専売公社、小なりといえども一億円の鳥栖の港々公社。妙に三公社の発展したこの市である。市政方針の一端でもあろうか？

ここに三公社が勢揃いしたとんに満定資産税法の改正となり、三公社から百分の一・四の税金を鳥栖市の懐にねらいこもうという金時勢となったから、全くもって市民諸賢の明々タンダイすべからざるものがあるというものだ。

さて自動電話交換は、交換手に頼つて生れた人工人間でいかにあるこの人造人間をいかに操縦するか市民皆さんのダイヤルの取扱方いかんにかかっている。

鳥栖の電話機は「三号型」というもので中級程度の代物。機関車でいえば「D型」煙草界の「新生」と同クラス。しかし自動交換機に至つては世界的水準を行くといわれる「ピース」に匹敵する逸物。電報電話局のエンジニアも、このデリケートな働きをする自動交換機を稚入嬢のように扱っている。

事実、機械室は二重ガラスの開かずの窓で、全く風の入り込む隙間はない。この機械は電話加入者三、〇〇〇名まで改容できる。

鳥栖市発展の一助としてこの稚入嬢もいささかの活躍をしてみたい様子。法崩れとか陰投等は通常減水時に生ずるものであるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

この異状の大部分は洪水の最盛期かその前に生ずるが、法崩れとか陰投等は通常減水時に生ずるものであるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまでの認められぬときに、これは警戒を解いてはならない。

しかし、間近に迫つた梅雨への対策としては容易な問題でもあるこの強力な水防を行う以外にない。

洪水時に堤防が決壊するのは、一瞬間で起ることは殆んど稀で、その前兆として法崩れ、漏水、亀裂などの異状がどこかに表われるのが常であるので、その早期発見が最も肝要である。

この異状の大部分は洪水の最盛期かその前に生ずるが、法崩れとか陰投等は通常減水時に生ずるものであるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまでの認められぬときに、これは警戒を解いてはならない。

しかし、間近に迫つた梅雨への対策としては容易な問題でもあるこの強力な水防を行う以外にない。

洪水時に堤防が決壊するのは、一瞬間で起ることは殆んど稀で、その前兆として法崩れ、漏水、亀裂などの異状がどこかに表われるのが常であるので、その早期発見が最も肝要である。

この異状の大部分は洪水の最盛期かその前に生ずるが、法崩れとか陰投等は通常減水時に生ずるものであるから、洪水が最盛期を過ぎても完全に流下するまでの認められぬときに、これは警戒を解いてはならない。

水防はそれを完全に誤らなければ、この工法の適切を施行するだけで成果を挙げる場合が多いが、時には数値の工法を併施してその目的を達することがあるから、頭初施工の工法で効果の

近づく参議院議員選擧

【解説】 局務事管理委員会 鳥栖市選擧

選擧の時期

今度の参議院議員選挙は六月三日で任期満了になる議員の改選で国会閉会の日数が改選されます。今度の選挙は、昭和二十五年六月十一日以降三名の議員の任期満了によるもので、全国区五〇名（この外欠員の分を加え十五日以内に行われることになります。

全国区とは、日本全国から選ばれ、地方区は各都道府県から選ばれます。佐賀県の地方区選出議員の定数は二名ですから、その半数の一名が改選されるわけです。

三年毎に半数づつ改選

行われるわけです。

参議院は、全国区選出一〇〇名、地方区選出一五〇名計二五〇名の議員で組織され、三年毎に各々その半数が改選されます。

全国区・地方区各一名を選ぶ

それで、私達は今度全国区から一人、地方区から一人の議員を選ぶことになります。この場合、投票用紙は別々にしてありますので、それぞれの投票用紙に一人宛を書いて投票するわけです。

（全国区と地方区の候補者名は二人書いたら無効）

× ×

投票所 9月15日現在の住所で麓町は三ヵ所に変わる

あなたの投票所は、あなたが今まで登録されている選挙人名簿の投票区です。例えば九月十五日までに旭町に住んでいた人で、その後田代町にお嫁に行った人は前の旭町の投票所に行くことになります。

なお、麓町は今まで全部麗小学校で行っていたのが次の三ヵ所に変りました。

麗支所＝山浦、原吉賀。

緑が丘平田公民館＝立石、平田

麗の上公民館＝麗の上、宿、藤父、牛原

選擧人名簿に洩れなく

鳥栖市で投票することができる人は、鳥栖市の基本選挙人名簿にのっている人

昭和28年4月24日施行

参議院議員選擧の（地方区）結果

（県選挙管理委員会公表のもの）

（イ）投票状況

町別	有権者数	投票者数	棄権者数	投票率%
鳥栖代表	9,339	7,486	1,853	80.16
田代	3,296	2,504	792	75.97
旭	3,520	2,813	707	79.91
基隆	2,678	2,098	580	78.34
麓	2,768	2,110	678	75.58
旭	1,983	1,397	586	70.44
計	21,621	17,011	4,610	平均 78.01

（ロ）開票結果

町別	有効投票	無効票	自民党公認者	民主党公認者	社会党公認者	共産党公認者	諸派公認者	無所属候補者	得票
鳥栖代表	7,155	1,713	1,445	3,997					
田代	2,413	710	465	1,238					
旭	2,713	729	329	1,655					
基隆	1,983	467	329	1,187					
麓	1,983	586	313	1,084					
旭	16,247	4,205	2,881	9,161					

（昭和十年十二月二十日まで生れた日本人で、昭和三十年六月十六日まで鳥栖市に住み同年九月十五日現在、引続き鳥栖市に住んでいる人）です。

その後鳥栖市に新しく入居した人、または選挙の期日前の指定の日までに満二〇才に達する人は、本人の申請によって補充選挙人名簿に登載され投票ができます。その場合は庶民さんをとです。

投票の秘密は守られる

あなたが誰に投票してもそのことは誰にも分りません。また問われる義務もありません。開票事務を取扱う人でも絶対分らぬようになっていますから安心して投票ができます。

（公明選挙時報より）

候補者の意見を聞こう

選挙運動の期間には、鳥栖小学校、旭中学校で各一回の立会演説会が開かれるほか、個人演説会、街頭演説等も行われますので候補者の主義主張をよく聞くことです。

公明選挙をどう進めるか

座談会

去る四月二十五日、市選挙管理委員会の主催により市議会議事堂で行われた改正公職選挙法の説明会の会場で、市議会、婦人会、青年団、四H、政治連体その他の関係者三四名で「公明選挙の推進」について座談会を行ったが以下はその座談会の既要である。

◆印は発言
■印は主催者側

▲ 選挙の都度「公明選挙」が声を大にして叫ばれてきたが、選挙が終つてみると色々と不明な結果が出る。今日は公明選挙をどう進めるかについて皆さんの忌憚ない御意見を聞かして頂きたい。

◆ 遊反行為を発見したらどうすればよいか。

▲ 直接の取締りは警察であるが選挙管理委員会に連絡のあった分で、形式的な違反行為は直接本人に注意、しまた警察に連絡している。そのほか買収、饗応、戸別訪問等ひそかに行われる反行為は、警察で聞込み、投書、密告などの端緒によつて捜査が行われているようである。

◆ 選挙毎に痛感するが、選挙運動の期間が余り長すぎるので運動費も制限額では足らぬようになり違反件数も多くなるのではないか。もつと運動期間を短かくできないか。

▲ よく問題になることだが、今度の公職選挙法の一部改正によつて従来よりも短縮された。例えば、市長、市議は十五日前に告示されていたものが十日前に改正された。

ボスに喰われるな

◆ 選挙違反が行われるのはたいてい上からで、いわゆる町の選挙ボスが出舎に入りこんでいるようだ。

◆ ボスという言葉が出たが、ボスは町より田舎ほど多いのではないか。

◆ 運動金もそのボス達が自分のふところに入れて「しまうらしい。

▲ 選挙ボスというのは巧妙な手段をもつて喰込んでくるので、選挙民の自覚と世論の喚起によつて追放するよう鋭協力を得たい。

自重したい役員の選挙運動

◆ 選挙運動中の自動車に婦人会幹部が乗る場合、婦人有権者は、その候補者を婦人会幹部に推しているように誤解される恐れがある。

◆ 金く問題だ。婦人会長や青年団長等が特定候補の運動をすることはよくない。

◆ 婦人会の幹部であつても、婦人の立場を理解してくれる立派な候補者であれば〝個人〟として運動しても差支えないと思う。

◆ 消防団の幹部が特定候補者の自動車に乗つても問題とせず、婦人会幹部に限つて問題視するのはおかしいではないか。

▲ 婦人会の幹部が特定候補の自動車に乗つて運動しても選挙違反ではない。しかし、その地位を利用することが考えられるので、利用されることがないようお通じて連絡しますので必ず補充選挙人名簿の登載申請書を出して下さい。

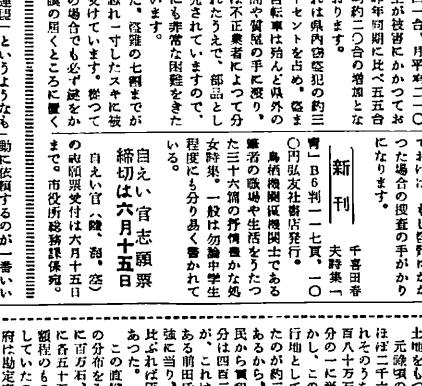

タイトルマッチに八百長なし

矢内左行

互いに自重すべきだ。

◆ 女からみれば選挙違反の女弱者に作つて皆様運動をやつたらどうか。

▲ 御もつともだ。そういう様な考えをもつてくれる立派な婦人会が作つて成果をあげているところもある。しかし、何といつても経費の点で行詰まるので、今までは婦人会や青年団等の自主的な活動に依頼している現状である。

◆ この運動はやはり民館の活動に依頼するのが一番いいのではないか。特に部落単位に行うことが効果的だと思われる。

部落単位で推進

◆ 婦人会や青年団に公明選挙運動を行わしめることは、前述のような誤解を招くおそれがあるから「公明選挙連盟」というようなものを別に作つて皆様運動をやつたらどうか。

▲ 御もつともだ。そういう母体を作つて成果をあげているところもある。しかし、何といつても経費の点で行詰まるので、今までは婦人会や青年団等の自主的な活動に依頼している現状である。

◆ この運動はやはり民館の活動に依頼するのが一番いいのではないか。特に部落単位に行うことが効果的だと思われる。

▲ この運動は、それ自体が興味のない仕事なので、各部落において色々計画して頂き、こちらからもできるだけ出向いて公明選挙運動の成果を挙げたい。

原因は七割が無鍵

自轉車の盗難に御注意

最近自転車の盗難が激増しています。県内で今年になつてから三月末までの間に六四一台、月平均二一〇台以上が被害にかかつており、昨年同期に比べ五五台月平均約二〇台の増加となつております。

これは県内窃盗犯の約三五パーセントを占め、盗まれた自転車は殆んど県外の古物商や質屋の手に渡り、或いは不正業者によつて分解されたうえで、部品として販売されていますので、捜査にも非常な困難をきたしています。

また、盗難の七割までが鍵を忘れ一寸したスキに被害を受けています。従つて急用の場合でも必ず鍵をかけて隅の用くべきところに置く注意を怠らないことです。

なお、自転車に刻印してある車体番号を控めて控えておけば、もし盗難にかかつた場合の捜査の手がかりになります。

新刊

青＝B6判＝一七頁、一〇〇円 弘友社新店発行。千喜田春夫詩集「鳥栖機関区機関士である筆者の感情や生活をうたつた詩集。一般は勿論中学生程度にもよく分り易く書かれている。

自えい官志願票締切は六月十五日

自えい官（陸、海、空）の応募願書受付は六月十五日まで。市役所総務課係宛。

バラ展盛況に終る

鳥栖バラ会主催のバラ展示会は五月十二・十三の両日、市議会議事堂で一般に公開され多数の見物客で賑わった。

出品は、会員の丹精による百種約二百点が美と芳香を競ったが、審査の結果、甲木久二氏（鳥栖町）が天賞（市長賞）、各一、二、三位＝サロンバス賞、毎日賞、教育委員長賞、を独占した。

（写真は市議会議事堂における バラの展示会）

郷土の史話 ① 〝きやぶ〟は天領か

長 忠生

〝きやぶ〟は天領である基肄藩父の地は筑前名島城主小早川隠岐の領有する話であるが、果してそうであるか。天領説は、徳川幕府が鳥栖主宗義調は、領地と解している人もあるが、これは江戸幕府の直轄領であつたと思われる。

徳川時代の各藩は、大名の私領であつて、幕府の直接領有したのではない。幕府自身は別に経済的な基盤として直轄の土地をもつていた。

元禄頃の全国の石高はほぼ二千六百万石といわれ、そのうち直轄領は約六百八十万石、全国の約四分の一に当つていた。しかし、このうち旗本に知行地として給与されていたのが約二百六十万石であるから、幕府が直接農民から年貢を徴収し得た分は四百二十万石になる。

この直轄領つまり天領の分布をみると、関八州を中心に百万石、東海道、近畿に各五十万石、他は諸国に散在しているが、幕府は地定奉行に属する役人を都代又は代官として派遣して支配せしめた。

さて〝きやぶ〟は「基肄郡父」であつて、以前は筑紫国に属していたが、大和朝廷の時代に肥前国に編入された。先ず基肄郡は、肥前国の領地になつたいきさつから述べよう。

戦国の乱世になると、基肄城主小早川隠岐の領有する基肄郡父の地は筑前名島城に移り、秀吉の家臣となり、肥前唐津の城主となり、文禄元年（一五九二）に朝鮮出兵の時、秀吉の命を蒙り、軍船をひき出水の港兵六百をひきいつたが、とかく出征の期に後れて朝鮮釜山に着いたときは、友軍はすでに遠く敵地に攻入つたあとであつた。ために、秀吉は尚怒り、怒りの地の罪状について、次のような事情があつた。

隠岐の北部を占め肥後領と接していたこの地に、島津氏の一族薩州家五代の城主忠辰がいたが、秀吉の薩州征伐の折、鉾を交えずして秀吉の軍門に降つたことを責められて領土は安堵であることを得た。

文禄元年、秀吉が征韓の命を起すと忠辰は秀吉の命を蒙り、軍船をひき出水の港兵六百をひきいつたが、とかく出征の期に後れて朝鮮釜山に着いたときは、友軍はすでに遠く敵地に攻入つたあとであつた。ために、秀吉は尚怒り、怒りの地の罪状について、次のような事情があつた。

隠岐の北部を占め肥後領と接していたこの地に、島津氏の一族薩州家五代の城主忠辰がいたが、秀吉の薩州征伐の折、鉾を交えずして秀吉の軍門に降つたことを責められて領土は安堵であることを得た。

文禄元年、秀吉が征韓の命を起すと忠辰は秀吉の命を蒙り、軍船をひき出水の港兵六百をひきいつたが、とかく出征の期に後れて朝鮮釜山に着いたときは、友軍はすでに遠く敵地に攻入つたあとであつた。ために、秀吉は尚怒り、怒りの地の罪状について、次のような事情があつた。

隠岐の北部を占め肥後領と接していたこの地に、島津氏の一族薩州家五代の城主忠辰がいたが、秀吉の薩州征伐の折、鉾を交えずして秀吉の軍門に降つたことを責められて領土は安堵であることを得た。

文禄元年、秀吉が征韓の命を起すと忠辰は秀吉の命を蒙り、軍船をひき出水の港兵六百をひきいつたが、とかく出征の期に後れて朝鮮釜山に着いたときは、友軍はすでに遠く敵地に攻入つたあとであつた。ために、秀吉は尚怒り、怒りの地の罪状について、次のような事情があつた。

隠岐の北部を占め肥後領と接していたこの地に、島津氏の一族薩州家五代の城主忠辰がいたが、秀吉の薩州征伐の折、鉾を交えずして秀吉の軍門に降つたことを責められて領土は安堵であることを得た。

文禄元年、秀吉が征韓の命を起すと忠辰は秀吉の命を蒙り、軍船をひき出水の港兵六百をひきいつたが、とかく出征の期に後れて朝鮮釜山に着いたときは、友軍はすでに遠く敵地に攻入つたあとであつた。ために、秀吉は尚怒り、怒りの地の罪状について、次のような事情があつた。

隠岐の北部を占め肥後領と接していたこの地に、島津氏の一族薩州家五代の城主忠辰がいたが、秀吉の薩州征伐の折、鉾を交えずして秀吉の軍門に降つたことを責められて領土は安堵であることを得た。

文禄元年、秀吉が征韓の命を起すと忠辰は秀吉の命を蒙り、軍船をひき出水の港兵六百をひきいつたが、とかく出征の期に後れて朝鮮釜山に着いたときは、友軍はすでに遠く敵地に攻入つたあとであつた。ために、秀吉は尚怒り、怒りの地の罪状について、次のような事情があつた。

隠岐の北部を占め肥後領と接していたこの地に、島津氏の一族薩州家五代の城主忠辰がいたが、秀吉の薩州征伐の折、鉾を交えずして秀吉の軍門に降つたことを責められて領土は安堵であることを得た。

文禄元年、秀吉が征韓の命を起すと忠辰は秀吉の命を蒙り、軍船をひき出水の港兵六百をひきいつたが、とかく出征の期に後れて朝鮮釜山に着いたときは、友軍はすでに遠く敵地に攻入つたあとであつた。ために、秀吉は尚怒り、怒りの地の罪状について、次のような事情があつた。

隠岐の北部を占め肥後領と接していたこの地に、島津氏の一族薩州家五代の城主忠辰がいたが、秀吉の薩州征伐の折、鉾を交えずして秀吉の軍門に降つたことを責められて領土は安堵であることを得た。

文禄元年、秀吉が征韓の命を起すと忠辰は秀吉の命を蒙り、軍船をひき出水の港兵六百をひきいつたが、とかく出征の期に後れて朝鮮釜山に着いたときは、友軍はすでに遠く敵地に攻入つたあとであつた。ために、秀吉は尚怒り、怒りの地の罪状について、次のような事情があつた。

隠岐の北部を占め肥後領と接していたこの地に、島津氏の一族薩州家五代の城主忠辰がいたが、秀吉の薩州征伐の折、鉾を交えずして秀吉の軍門に降つたことを責められて領土は安堵であることを得た。

文禄元年、秀吉が征韓の命を起すと忠辰は秀吉の命を蒙り、軍船をひき出水の港兵六百をひきいつたが、とかく出征の期に後れて朝鮮釜山に着いたときは、友軍はすでに遠く敵地に攻入つたあとであつた。ために、秀吉は尚怒り、怒りの地の罪状について、次のような事情があつた。